

高浜発電所 3 号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について

2022 年 7 月 22 日

関西電力株式会社

高浜発電所 3 号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力 87 万キロワット、定格熱出力 266 万キロワット）は、第 25 回定期検査中、7 月 21 日 14 時 19 分に、「タービン動補助給水ポンプ※¹制御油圧低」警報※²が発信しました。

現場の状況を確認した結果、床面に約 2 m×約 4 m×約 1 mm の油（約 8 リットル）が漏れていることを確認したため、制御油ポンプ※³を停止したところ、油の漏れは停止しました。

このため、タービン動補助給水ポンプが動作できない状態となったことから、同日 14 時 30 分に保安規定の運転上の制限※⁴を満足していない状態にあると判断しました。

現在、原因について、調査を行っています。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

（2022 年 7 月 21 日お知らせ済み）

その後、制御油ポンプの系統にあるフィルタ蓋部のシート面の部品を取り替え、制御油ポンプの確認運転を行い、油の漏れがないことを確認したため、本日 16 時 25 分に運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

※1：主給水系統事故時など、通常の給水系統の機能が失われた場合に、蒸気発生器に給水を行うためのポンプで、蒸気発生器で発生した主蒸気の一部でタービンを回し、その回転力でポンプを駆動するポンプのこと。そのほか高浜発電所 3 号機には、補助給水ポンプとして、電動補助給水ポンプが 2 台あり、タービン動補助給水ポンプ 1 台とあわせて、通常時は 3 台とも待機状態にあり、定期的に運転して異常のないことを確認している。

※2：油圧が 177 kPa 以下となった場合に発信する。平常値は約 200～380 kPa。

※3：タービン動補助給水ポンプを起動するための蒸気入口調整弁（油圧式）へ油を供給するためのポンプ。

※4：保安規定第 65 条において、モード 3（1 次冷却材温度 177℃以上）の状態では電動補助給水ポンプによる 2 系統およびタービン動補助給水ポンプによる 1 系統が動作可能であることが求められている。

以 上